

鹿児島市からの
お知らせ

せんていし 剪定枝 戸別収集について

無料

鹿児島市では、令和2年6月から、剪定枝のリサイクルに取り組んでいます。
収集した剪定枝はチップ化ののち、資源化されています。
家庭ごみ減量への市民の皆さまのご協力をよろしくお願ひします。

戸別収集する剪定枝

個人が家庭の庭木（果樹等の枝・竹も含む）を剪定した際に出る枝（葉が付いた枝も含む）のこと、直径が15cm以内で、かつ、長さが100cm以内のもの。

剪定枝

枝の直径が15cm以内 かつ
長さが100cm以内

戸別収集
(無料)

粗大ごみ

注意

枝の直径が15cmを超える または
長さが100cmを超え2メートル未満

※重さは60kgまで

- ◎ **剪定業者やシルバー人材センター等が剪定したものは戸別収集の対象外**です。
(剪定業者等に処分まで依頼してください。)



枝



葉付きの枝 ※葉の割合が多いものも対象



ヒツツバ、イヌマキ、ツツジ等を剪定したもので、葉の割合が多いものも収集します。

申し込み方法・出し方

- ① お電話でお申し込みください。
- ② お電話で収集日をお伝えします。
(1週間程度を目途)
- ③ 麻縄などの自然素材のひもでしばるか、
45リットルまでの透明ごみ袋に入れて
収集日当日に、朝8時30分までに、
門前等に出して下さい。(立会不要)

出し方



ひもで縛る



45リットルまでの
透明ごみ袋

戸別収集申し込み先

鹿児島市環境サービス財団 ☎ 099-268-8888

受付時間：月～金曜日 8:30～17:15 (土日、年末年始は除く)

【剪定枝やごみの分別に関するお問い合わせ】鹿児島市資源政策課 ☎ 099-216-1290